



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.



孤独・孤立対策官民連携 プラットフォーム会議



令和7年(2025年)3月

オホーツク総合振興局社会福祉課

支える、つながる、見守る



ほっかいどう
孤独・孤立対策

1 孤独・孤立とは？

2 孤独・孤立対策について

- (1) 孤独・孤立対策推進法の概要（基本理念、基本的施策等）
- (2) 国の重点計画（孤独・孤立対策の基本方針）

3 これまでの取組について

- (1) 国の取組
- (2) 道の取組

4 新たなプラットフォーム設置について

「オホーツク地域孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱」の施行

5 今後の取組について

- (1) 振興局の取組
- (2) 市町村に期待される取組

支える、つながる、見守る



ほっかいどう
孤独・孤立
対策

孤独・孤立とは？

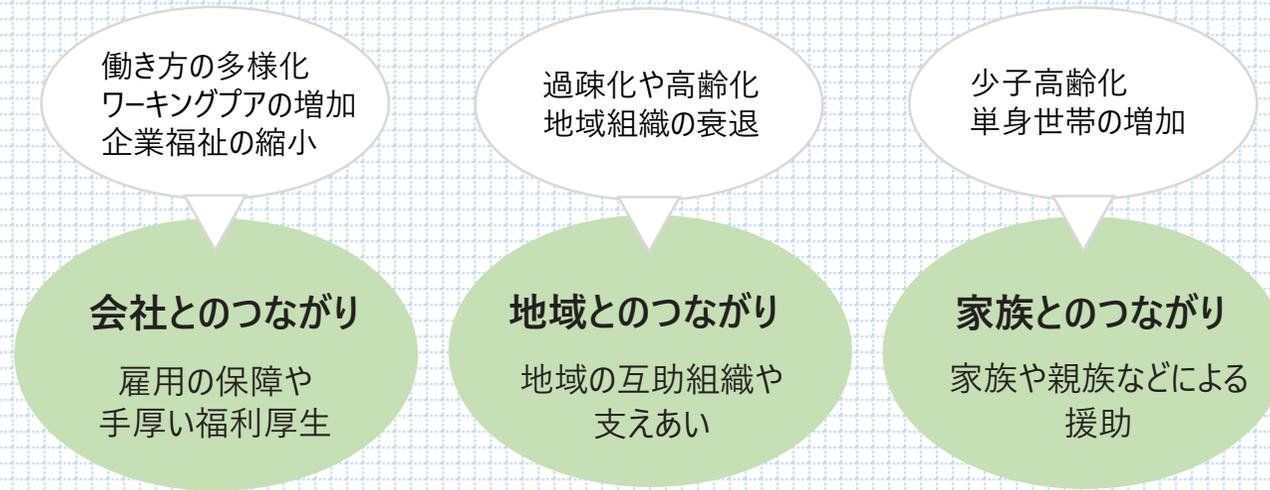
支える、つながる、見守る



ほっかいどう
孤独・孤立 対策

背景

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、**家族や地域、会社**などにおける人との「つながり」が薄くなり、**誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況**。



- 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュ
ニケーションの減少

生活困窮をはじめとし
た不安・悩みの表面化

自殺者数の11年ぶり
の対前年比増

DV相談件数増
児童虐待相談対応件数増
不登校児童生徒数増

- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、**社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施**するべく、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、これまで対策を推進。

孤独・孤立の状態

「孤独」 (一般的な捉え方)

主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

「孤立」 (一般的な捉え方)

客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す

- 孤独と孤立は密接に結びついているが、
- ・孤立しているが孤独は感じていない
 - ・孤立していないが孤独を感じている
- ということもありうる。

「望まない孤独」と「孤立」を抱える方々が政策の対象。

「一人であること」自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、複雑化・深刻化することが問題。

「孤独・孤立の状態」 (孤独・孤立対策推進法における定義)

孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態

悩みや困りごとが複雑化・深刻化する例：子育て

【悩みや困りごと】

- ・一人で育児は大変
- ・仕事と家庭の両立が難しい
- ...など

風邪をひく

×

【孤独・孤立】

- ・頼れる人がいない
- ・子どもの面倒を見てくれる人がいない
- ...など

免疫力が低下している

【複雑化・深刻化】

- ・母子の健康状態の悪化
- ・不安による気持ちの落ち込み
- ・ネグレクト (育児放棄) ...など

風邪が悪化して重症化

各種支援制度・
相談窓口等による
支援

一人で抱え込むこと・悩みや困りごとの複雑化・深刻化を防ぐためには？
孤独・孤立の状態にならないためには？

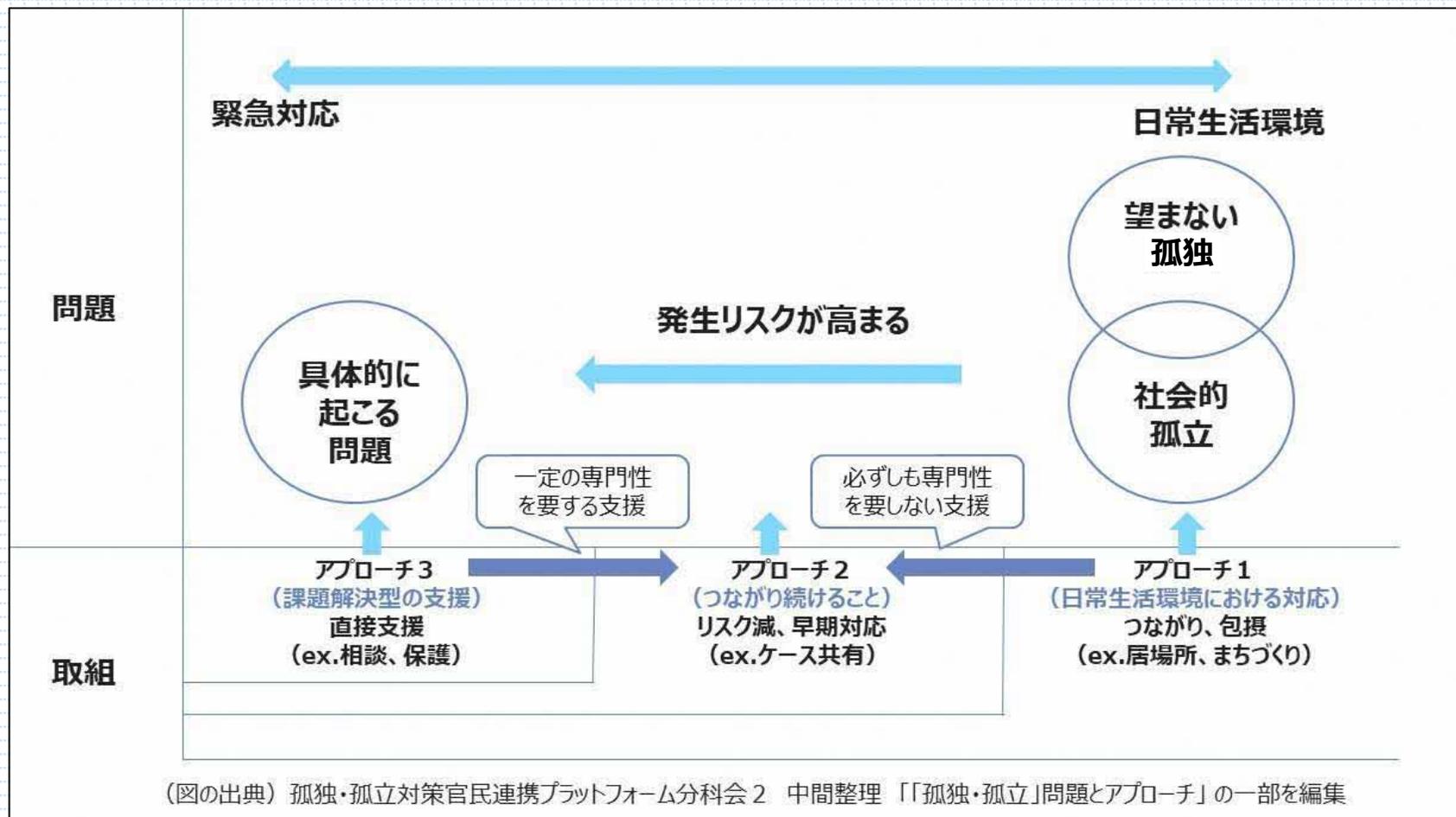
→ 日常にある「つながり」が必要

(例：雑談できる相手、一緒に趣味を楽しむことができる仲間、気の合う人、自分のことを応援してくれる人)

「予防」
の観点

「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像

孤独・孤立対策においては、アプローチ3「具体的に生じた課題を解決するための緊急対応(相談支援体制等)」のみならず、アプローチ1「日常生活環境(地域社会のあらゆる生活環境)における対応」、さらにアプローチ2「つながり続けること」が、**予防や早期対応の観点**からも重要。



(参考) 国内外における「孤独・孤立」「人と人とのつながり」に関する研究

孤独・社会的孤立／人と人とのつながりの希薄化が与える影響

◆ 健康上の様々なリスク

- ・ 社会的孤立は喫煙・肥満・運動不足よりも健康上のリスクが高い
(Holt-Lunstad J(2010)Social Relationships and Mortality Risk A Meta-analytic Review)
- ・ 社会的なつながりが弱いと1日15本の喫煙と同程度の健康への悪影響がある
(Jo Cox Commission on Loneliness「Combatting loneliness one conversation at a time : A call to action」)
- ・ 他者との交流頻度が週1回未満だと認知症の発症リスクなどの健康リスクが上昇
(斉藤雅茂・近藤克則・尾島俊之ほか(2015)日本公衆衛生雑誌)

◆ 自殺念慮、自傷行為への大きな因子

- ・ 孤独・孤立や社会的支援の欠如が自殺念慮や自傷行為のリスクにつながるという調査結果
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)

◆ 日常生活における様々な経済的・社会的活動の意欲減退

- ・ 3～4割程度の若者が、孤独を感じているときは、孤独を感じていないときに比べて、「外出」「学業・仕事」「家事・育児」に対する意欲を減退させるという調査結果
((株)野村総合研究所「新型コロナウイルス流行に係る生活の変化と孤独に関する調査」(2022))
- ・ 職場における支援的で包摂的な人間関係は、仕事に関する満足感、エンゲージメント、能力の発揮に関連。キャリアアップ、収入等経済的安定性にも影響。(労働生産性の低下)
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)

“社会的孤立と孤独は深刻な健康被害をもたらす。その健康リスクは、日常的な喫煙、過度の飲酒、肥満に匹敵する。”

出典：Infographic
(WHO Commission on Social Connection)

人と人とのつながりが地域社会にもたらす効果

◇ ポピュレーションヘルス

- ・ 感染症への予防行動など

◇ コミュニティ・セーフティ

- ・ 住民間の信頼感、暴力は許されないとする抑制効果など

◇ 経済的豊かさ

- ・ 雇用、経済的な機会及び情報の共有、失業からの回復など

◇ 災害への備えとレジリエンス

- ・ 訓練を受けた専門家より近くにいる隣人が最初に対応、知識と資源を隣人と共有など

◇ 市民参画

- ・ 「公共の関心ごとに対処するための行動」レベルの向上、政策やプログラムへの住民意思の反映による市民参画の継続と拡大

約4～5割の人が孤独を感じている

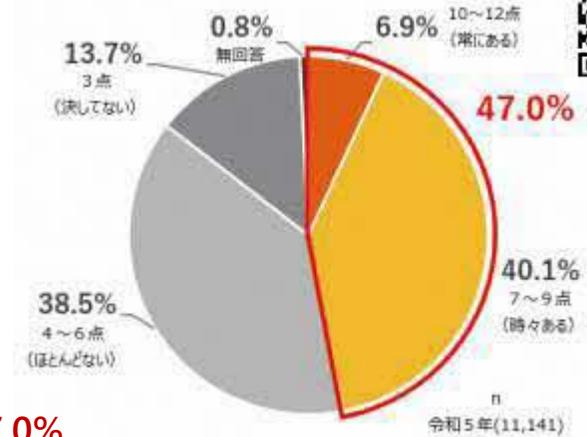
↓ 調査結果の詳細は ↓



問1～3

- ①あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。
- ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
- ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

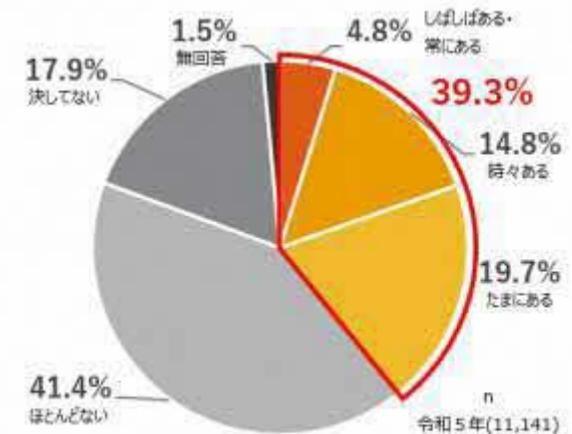
- | | |
|-----------|---------|
| 1. 決してない | 3. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 4. 常にある |



・孤独感が「10～12点 (常にある)」「7～9点 (時々ある)」の人が**47.0%**

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 決してない | 4. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 5. しばしばある・常にある |
| 3. たまにある | |



・孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」人が**39.3%**

※問1～3は「UCLA孤独感尺度」の日本語版3項目短縮版に基づく質問であり、3つの設問への回答点数化し、その合計スコア（本調査では最低点3点～最高点12点）が高いほど孤独感が高いと評価している。「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握することから、この調査では「間接質問」と呼称する。これに対し、孤独感を直接的に把握している質問を「直接質問」と呼称する。

孤独・孤立対策について

支える、つながる、見守る



ほっかいどう
孤独・孤立対策

孤独・孤立対策推進法①

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。（令和6年4月1日施行）

基本理念（第2条）

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

地方公共団体の責務（第4条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

孤独・孤立対策推進法②

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築（第11条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、自治体・団体それぞれ単独での対応は困難

➡地域の関係者（分野を超えた官民の主体）が顔の見える関係/ネットワークを構築し、連携・協働を推進

ここがポイント！

参画する関係機関等が対等に相互につながり、
お互いに学び合いそれぞれの
エンパワーメントを目指す
「**水平的連携**」

官：部局横断的な庁内連携
民：福祉分野・支援者団体にとどまらない**多様な主体の参画**（例 文化/芸術/スポーツの市民活動団体も主体となる）

（協議の促進等）

第11条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（取組例）

- ・孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定、
- ・関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動、
- ・**関係者で連携した当事者等への支援**や社会資源の開発、
- ・住民への情報発信、普及啓発活動、
- ・人材確保・育成のための研修

プラットフォームづくりの方からはじめようね！



地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業（モデル事業）はこちらから



具体の支援内容に関する協議を行う場として

孤独・孤立対策地域協議会の設置（第15条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、個別支援も多様なアプローチや手法による対応が必要

➡個々の当事者等への具体の支援内容について、構成機関等の中で協議する場を設置

ここがポイント！

プラットフォームとは目的・取組内容が異なる。

プラットフォームの関係機関等より限定的な主体が構成機関等となり、個人情報も取り扱う。

（孤独・孤立対策地域協議会）

第15条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2（略）

孤独・孤立対策推進法③

国民の理解増進（第9条）

国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

具体的には・・・

地方自治体における住民向けの啓発活動

（参考）国の取組

孤独・孤立対策ウェブサイト、孤独・孤立対策強化月間、「つながりサポーター」の育成等

相談支援（第10条）

国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

具体的には・・・

相談窓口体制、相談と支援をつなぐ体制の整備

（参考）国の取組

「孤独・孤立相談ダイヤル」（#9999）の試行

人材の確保（第12条）

国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

具体的には・・・

**福祉・医療などの専門職や、家族友人等の当事者の周りの方に対する孤独・孤立に関する理解・知識習得促進
「つながりサポーター」の育成等**

孤独・孤立対策重点計画

(基本理念／基本方針／特に重点を置いて取り組むべき事項)

孤独・孤立対策の基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2) 当事者等の立場に立った施策の推進
- (3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても**支援を求める声を上げやすい社会**とする

- ① 孤独・孤立の実態把握
- ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
- ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

(2) **状況に合わせた切れ目のない相談支援**につなげる

- ① 相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
- ② 人材育成等の支援

孤独・孤立対策重点計画

（令和6年6月11日

孤独・孤立対策推進本部決定）

https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/jutenkei_kaku.html



(3) **見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくり**を行う

- ① 居場所の確保
- ② アウトリーチ型支援体制の構築
- ③ 人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進
- ④ 地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組む**NPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化**する

- ① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援
- ② NPO等との対話の推進
- ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成
- ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

特に重点を置いて取り組むべき事項

- ① 地方公共団体及びNPO等への支援（地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの立ち上げに係る伴走支援等）
- ② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化（孤独・孤立対策強化月間等の広報、つながりサポーターの養成等）
- ③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

(参考) 全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会

- 全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて、重点計画の基本方針を踏まえた孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに、会員の一部から構成される分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等について議論。重点計画にも反映。
- 3つの分科会における検討成果・中間整理については以下のとおりであり、取組の検討の際の参考としてご覧いただきたい。

分科会 1 「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方

活動の詳細は→



【目的】重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討。

【検討成果】①制度を知らない層、②制度は知っているが相談できない層、③相談者になりうる層 別に現状と課題・対応案を整理。

分科会 2 きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方

活動の詳細は→



【目的】多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細やかな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理。

【中間整理】「孤独・孤立」問題とアプローチの構造、支援の場となる「地域」・支援を担う「施策」と「主体」の検討、制度内・制度外・制度内外の境界・連携の観点からの整理。

分科会 3 相談支援に係る実務的な相互連携の在り方

活動の詳細は→



【目的】重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制（統一的な相談ダイヤル等）や、地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携等について、実務的な相互連携の在り方を検討。

【中間整理】「孤独・孤立相談ダイヤル」（#9999）の試行事業の成果、課題と対応案を整理。

孤独・孤立対策重点計画（具体的施策）

- 年齢・属性に関わらずあらゆる人が対象となる孤独・孤立の問題については、社会のあらゆる分野に孤独・孤立の視点を入れて対応することが必要。関係施策についても福祉部局分野にとどまらず多岐にわたる。（以下は重点計画の具体的施策より一部抜粋）

（1）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- HPやSNS等を活用した孤独・孤立対策に関する効果的な情報発信【内閣府】
- 「つながりサポーター」の養成に向けた取組【内閣府】
- 在留外国人に対する情報提供等【法務省】
- 困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実【外務省】
- 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】
- 児童生徒の自殺予防【文部科学省】
- 個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】

（2）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- 不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】
- 行政相談における孤独・孤立対策の充実・強化【総務省】
- 自殺対策の取組の強化【厚生労働省】
- 犯罪被害者等支援の推進【警察庁】
- 職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築【経済産業省】
- 在外邦人の孤独・孤立にかかるチャット相談体制の強化支援【外務省】
- 学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC乱用防止対策事業【厚生労働省】



（3）見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【子ども家庭庁】
- フードバンク活動の推進【農林水産省】
- 住宅確保要配慮者に対する居住支援活動等に対する支援【国土交通省】
- 非行少年を生まない社会づくり【警察庁】
- 刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】
- 災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】
- 消費者等の見守り活動等の充実【消費者庁】
- 地域における効果的な熱中症予防対策の推進【環境省】

（4）孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化

- 生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体支援【厚生労働省】
- 困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方公共団体の支援【内閣府】
- 就職氷河期世代への支援【内閣官房等】
- 地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣府】

これまでの取組について

支える、つながる、見守る



ほっかいどう
孤独・孤立 対策

国の取組

令和3年2月 孤独・孤立対策担当大臣の任命
内閣官房孤独・孤立対策担当室の設置

司令塔
機能

民間団体・NPO
との対話、連携



政府全体での対応、
民・NPOとの連携
がポイントだね！

令和3年3月 全省庁の副大臣を構成員とした会議立ち上げ

政府内
連携

令和3年3月 孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援を開始

予算確保

令和3年8月 孤独・孤立対策ウェブサイトの公開

広報
周知啓発

令和3年12月 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施

実態
把握

令和3年12月 孤独・孤立対策の重点計画の決定

理念・方針

官民連携プラットフォーム設置



「あなたひとりじゃない」
ウェブサイト



令和4年度 地方版官民連携プラットフォーム事業開始

地方の官民
連携促進



令和4年7月 孤独・孤立相談ダイヤルの試行

相談支援

令和5年5月 孤独・孤立対策推進法の成立
令和6年4月 施行

法律



「孤独・孤立対策強化月間」
ウェブサイト



令和6年6月 法に基づく、
孤独・孤立対策重点計画の決定

理念・方針
重点を置いて取り
組むべき事項

もう、ひとりで悩まない、
みんなで支え合う社会へ

道の取組①（孤独・孤立対策の進め方）

基本的考え方

- ✓ 孤独・孤立対策推進法に掲げられた『社会のあらゆる分野において対策の推進を図る』という基本理念に基づき、ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの幹事会員及び会員を中心として、それぞれが、できる限り幅広く、孤独・孤立対策に関する普及啓発や支援情報の周知等に主体的に取り組む（令和5年度からの継続）
- ✓ 令和6年4月1日の「孤独・孤立対策推進法」施行を踏まえ、官民連携の推進に努める

具体的対応

【道】

- ✓ 各地域でのプラットフォーム設置に向けた取組の推進

【道及び市町村】

- ✓ 孤独・孤立対策に関し、福祉、教育、雇用等にとどまらない幅広い庁内の理解促進（継続）
- ✓ 孤独・孤立対策の推進に係る体制整備
- ✓ 住民に対する法の趣旨等の周知

【共通】

- ✓ 各種イベント、会報・広報誌・SNS、庁舎・事務所等での掲示等による孤独・孤立対策に関する普及啓発（継続）
- ✓ 幹事会員・会員の関係機関等に対する情報提供及びプラットフォーム等への参画に向けた働きかけ
- ✓ 幹事会員・会員間の情報共有

道の取組②（ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム）

幹事会員

孤独・孤立対策に関する中核的な役割を担う団体

- ① 社会福祉法人北海道社会福祉協議会
- ② 特定非営利活動法人北海道NPOサポートセンター
- ③ 社会福祉法人北海道いのちの電話
- ④ 道南ひきこもり家族交流会「あさがお」
- ⑤ 北海道ひきこもり成年相談センター・札幌市ひきこもり地域支援センター
- ⑥ 一般社団法人北海道総合研究調査会
- ⑦ 一般社団法人北海道ねっとわーく
- ⑧ 北海道児童養護施設協議会
- ⑨ 社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会
- ⑩ 北海道シェルターネットワーク
- ⑪ 公益社団法人北海道民生委員児童委員連盟
- ⑫ 北海道地域定着支援センター
- ⑬ 北海道町内会連合会
- ⑭ 登別市
- ⑮ 北海道

危機対策課	雇用労政課	地域保健課
国際課	産業人材課	地域福祉課
地域政策課	教育庁教育政策課	障がい者保健福祉課
D X 推進課	教育庁社会教育課	高齢者保健福祉課
危機対策課	教育庁生徒指導・学校安全課	子ども政策企画課
道民生活課	道警本部犯罪被害者支援室	子ども家庭支援課
消費者安全課	道警本部人身安全対策課	

会員

孤独・孤立対策に関連する取組を行う団体

- ・市町村
- ・市町村社会福祉協議会
- ・参加を申し出た団体

支える、つながる、見守る



ほっかいどう
孤独・孤立 対策

道の取組③（令和4～6年度の主な取組）

令和4年度

■ 内閣官房「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」（モデル事業）

- **プラットフォーム設立準備会の開催**
- アンケート等による実態把握
- シンポジウムの開催
- 支援制度や支援を行う民間団体等の情報の一元化

令和5年度（6月：「孤独・孤立対策推進法」公布）

- 広報ツール作成
- 啓発イベント（休日のショッピングモール）
- 支援職員向け研修（大ホール）
- **各地域のプラットフォームのあり方検討**
- 「ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」**設立**
- **第1回プラットフォーム会議**を開催

令和6年度（4月：「孤独・孤立対策推進法」施行）

■ 5月「孤独・孤立対策強化月間」の広報

- コンビニエンスストアの店内放送
- 自動販売機電光掲示板メッセージ
- 街頭大型ビジョンで広報動画放映
- 道庁1階で展示を実施 など



道庁1階特設展示



道庁1階デジタルサイネージ

■ ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携P F

全道

- 電気、ガス等ライフライン事業者、新聞販売、不動産団体など、新たな会員が加入
- **プラットフォーム会議**を開催（6月）

各振興局

令和5年度モデル事業をもとに、14振興局において**地域のプラットフォームの設置**を進める

新たなプラットフォームの設置について

支える、つながる、見守る



ほっかいどう
孤独・孤立 対策

プラットフォーム = 「基盤」
≠ 会議体

- ✓ 相談を受け止めたり、個別ケースを協議したりする場ではない。（→地域協議会の役割）
- ✓ 支援機関等の関係者が、孤独・孤立の問題に取り組むときに、**より連携しやすく**、さまざまな社会資源を**活用しやすくするための働き**となる。

(参考) 官民連携プラットフォームをつくるときの5つの壁

① 縦割りの壁

福祉の分野、支援者だけしか集まらない。
他部署の主体的な協力が得られない。
福祉以外、他部署の関係分野の団体の主体的協力が得られない。

② 形ばかりの壁

お互いが自分の本来の目的を追求できず、他者の目的に合わせてることが重視され、主体的になれない(協働のための協働)。
それが原因で人が離れて行ったり、成果が出にくい。

③ 官主導の壁

行政トップダウンの意思決定となり、多くの参加団体や人は、主体的な参加ができなかったり、排除されたりする。
行政が関与をやめると、活動が停滞する。

④ 仲間だけの壁

主体的な参加者が特定の団体・人(とりわけ事業者や支援者)に偏り、権限・仕事が集中する。
いつも同じ顔触ればかり。

⑤ 一過性の壁

イベントや会合中心で、持続性がない。
イベントや会合の時だけ集まって、それ以上の連携が進まない。
資金やリーダーシップがなくなると続かなくなる。

なぜ、振興局単位のプラットフォーム（P F）が必要なのか？

全道
P
F

- ✓ 全道のP Fは「札幌でやっていること」とされ、身近な問題として受け止められない。
- ✓ 孤独・孤立対策の重要な理念である「地域づくり」や「つながりづくり」を、全道のP Fで推進することはなじまない。

振 地域課題を把握した「地域づくり」「つながりづくり」

市
町
村
P
F

- ✓ 小規模市町村が多く、市町村単位のP F設置が困難。
 - ✓ 市町村域を超えて活動する関係団体・機関も多い。
- ※ 市町村がP Fを設置することを否定するものでなく、むしろ住民に身近で分かりやすい単位であることから、その場合は市町村のP Fと連携していく。

オホーツク地域孤独・孤立対策 官民連携プラットフォーム設置要綱

(目的)

第1条 本プラットフォーム(以下、「本会」という。)はオホーツク総合振興局管内における孤独・孤立対策を推進するため、行政機関とNPO等支援団体との官民連携等を強化することにより、取組の推進につなげることを目的とする。

(活動内容)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる取組を行う。

- (1) 行政機関及びNPO等支援団体の活動内容の共有及び業務連携の機会の提供
- (2) 孤独・孤立対策に関連する地域課題の共有
- (3) 孤独・孤立対策に係る当事者等への支援体制の整備、地域づくり等に関する取組
- (4) 住民への情報発信、普及啓発
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な取組

(構成団体)

第3条 本会は、設置の目的に賛同する会員及び協力会員により組織する。

- (1) 会員
孤独・孤立対策に関連する取組を行う市町村及び市町村社会福祉協議会、前号以外のNPO等支援団体
- (2) 協力会員
孤独・孤立対策に関心が高く、第2条に掲げる活動に可能な範囲で協力する団体

(本会への参画)

第4条 会員及び協力会員として参画を希望する団体(市町村及び市町村社会福祉協議会を除く。)は、別に定める方法により事務局へ申込みを行うものとし、事務局において、次の各号に掲げる事項等を確認した上で、参画が適切であると認める場合には、参画することができる。

なお、協力会員については、第2号の確認を不要とする。

- (1) 孤独・孤立対策に関連する事業を現に行っている団体等であること

(2) これまでに市町村や社協、相談支援機関等の関係機関と連携し、活動した実績があること

(3) 支援活動が営利や宗教的又は政治的活動を目的とするものではないこと

(4) 暴力団等反社会的勢力と関係がなく、公序良俗に反する行為や違反行為がないこと

(本会からの退会・除名)

第5条 本会を退会しようとする団体等は、その意思を書面によりオホーツク総合振興局に届け出ることによって退会することができる。

また、団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、オホーツク総合振興局は職権により除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡がとれないとき
- (2) 本要綱に違反又は本会の信用を著しく害したとき
- (3) 団体等が解散又は営業を停止したとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力であること又は反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5) その他本会の運営に当たり、重大な支障が生じると認められたとき

(プラットフォーム会議の構成)

第6条 会員により構成するプラットフォーム会議を設置する。
2 協力会員は、プラットフォーム会議を傍聴することができる。

(プラットフォーム会議の運営)

第7条 プラットフォーム会議は、年1回開催することを原則とし、その他、必要に応じて開催することができるものとする。

2 プラットフォーム会議には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第8条 プラットフォームに係る活動の必要に応じて、幹事会を設置することができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局をオホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課に置く。

(その他)

第10条 本要綱に定めがあるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本要綱は、令和7年(2025年)2月25日から施行する。

今後の取組について

支える、つながる、見守る



ほっかいどう
孤独・孤立 対策

- ✓ 孤独・孤立の問題は、個人の問題ではなく **社会全体の問題**。
- ✓ 孤独・孤立対策とは、「**つながりづくり**」。
⇒ つながりは **あらゆる分野** で必要とされている。
- ✓ 必要性や対策は、福祉分野だけのものではない。

**内閣府
が所管**

分野横断・官民の垣根を超えた連携基盤 をつくることをめざす [振興局ホームページ](#)

庁内の 理解促進	福祉分野だけの対策ではないため、庁内各課に対して、孤独・孤立対策に関する理解促進を図る。
体制整備	庁内の連携体制の構築に加え、市町村のPFに参画するなど、官民の連携を強化。
法の趣旨 の周知	声を上げやすい・声をかけやすい環境整備のため、道民一人ひとりの理解・意識や機運を高める広報啓発を継続して実施。

【法第15条】地域協議会の設置

- ✓ 個々の当事者等への具体の支援内容について協議する場
- ✓ P Fに参画している関係機関等より限定的な主体が関係機関となり、個人情報も取扱う
- ✓ 「複雑化・複合化した課題を抱える人に関する個人情報の適切な管理が求められることも踏まえれば、会議の運営については、**市町村が行うことが望ましい**」（国のガイドライン）

【重点】状況に合わせた切れ目のない相談支援

孤独・孤立問題を抱えたときの相談・支援先、日常的な居場所等を整備し、一覧やマップ等に（**相談・支援の窓口、日常的なつながり先の「見える化」**）して、当事者や相談者及び支援者が**つながり先を見つけられるようにする**

【重点】見守り・交流の場や居場所の確保、「つながり」を実感できる地域づくり

- ✓ 緩やかなつながりを築けるような多様な各種の居場所づくり
- ✓ 住民による自主的な活動やボランティア活動の推進 等

【重点】つながりサポーターの養成

孤独・孤立の問題について知識を身につけ、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートすることのできる人材の養成

地方公共団体における推進体制（イメージ）

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、「孤独・孤立対策推進法」に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

① 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

- ・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
- ・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援（具体的な支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施）、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。



地方公共団体 (行政機関の各部署)

首長

- ・企画部門
- ・総務部門
- ・経済振興関係
- ・子ども関係
- ・教育関係
- ・福祉全般関係
- ・環境関係
- ・まちづくり関係
- ・土木関係
- ・防災関係 等

部局を横断する
庁内連携体制の構築

- ・地方公共団体が設置する各種機関（保健所・保健センター、学校 等）

当事者等支援を行う 民間団体

- ・保健・医療・福祉等の専門機関
- ・社会福祉法人
- ・社会福祉協議会
- ・NPO 等

地域住民、地域団体

- ・町内会
- ・民生委員・児童委員
- ・保護司
- ・ボランティア 等

民間企業

- ・地域の企業
- ・商店街
- ・商工会 等

その他関係団体

- ・様々な分野の市民活動団体（スポーツクラブ、文化芸術サークル、環境保全NPO 等）
- ・生協、農協、漁協、労働者協同組合 等

② 孤独・孤立対策地域協議会

当事者等支援を行う関係者で構成し、情報の交換を行うとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務（罰則付き）あり

地方公共団体における対応（イメージ）

孤独・孤立対策担当部署の決定・庁内連携体制の構築

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築

孤独・孤立対策地域協議会の設置

ウェブサイトやSNSを通じた発信
キャンペーン・イベント実施

相談窓口の設置・既存の相談窓口の連携

つながりサポーターの養成

各地域の孤独・孤立の実態把握

NPO等による ゆるやかな居場所・つながりづくり

民間団体・NPO
との対話、連携

福祉分野にとどまったら、
ボク悲しいな・・・
首長さんのリーダーシップ
にも期待したいな。



分野横断・官民の垣根を
超えた連携がとっても大事！



※地域の実情に応じて取組を検討・組み立て

・孤独・孤立対策推進交付金（都道府県）
・地方版プラットフォーム事業（市町村） による対応が可能

(参考) 孤独・孤立対策推進法における地方公共団体の努力義務規定一覧

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(国民の理解の増進等)

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(相談支援)

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(協議の促進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(孤独・孤立対策地域協議会)

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

孤独・孤立の問題は
個人の問題ではなく社会全体
の問題。

孤独・孤立対策とは、
「つながりづくり」。
つながりは、あらゆる分野で
必要とされている。

孤独・孤立に取り組む
必要性や対策は、福祉分野だけの
ものじゃないんだ！



支える、つながる、見守る



ほっかいどう
孤独・孤立 対策